

三郷町長交際費の執行及び公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町政の運営に必要な外部との交際のために支出する町長交際費（以下「交際費」という。）について、その支出項目、内容、支出金額及び支出対象者の範囲その他の必要な事項を定めるとともに、適正に支出し、公表することにより透明性を高め、もって公正で開かれた町政の推進を図ることを目的とする。

(執行の範囲)

第2条 この要綱による交際費の執行の範囲は、町長及び町長職務代理者とする。

(支出項目、内容、支出金額及び支出対象者の範囲)

第3条 交際費の支出項目、内容、支出金額及び支出対象者の範囲等は、町長が別に定めるものとする。

(公表事項)

第4条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出内容
- (3) 支出の相手方（見舞いの場合を除く。）
- (4) 支出金額

(公表方法)

第5条 交際費の公表は、町ホームページへの掲載により、1月ごとに行うものとする。

付 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行し、令和6年4月分の交際費から適用する。